

## 業務方法書の変更について

## 1 変更の経緯・理由

○地方独立行政法人法の改正に伴う変更

改正後の地方独立行政法人法第 22 条第 2 項において、業務方法書の記載事項として「内部統制体制の整備に関する事項」が求められ、また、平成 29 年 1 2 月 2 7 日付け総務省自治行政局行政経営支援室長通知により業務方法書の変更にあたっての技術的な助言がなされた。

※業務方法書：業務の適正な運営のため、法人の業務の執行方法について基本的事項を規定するもの。法人が作成し、設立団体の長（知事）が認可する。

<主な改正内容>

- （１）法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入
  - ・業務方法書における内部統制体制の整備に関する事項の記載  
⇒業務方法書の変更が必要
- （２）PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
  - ・評価委員会の役割の見直し

## 2 変更手続き

現在、総務省通知をもとに、各法人において業務方法書の変更について検討中。

今後、法人から知事に対し変更認可申請があった場合には、知事は評価委員会の意見聴取を経て認可する（平成 30 年 4 月 1 日施行）

<スケジュール>

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 月中旬    | 業務方法書の変更（素案）の作成【法人】    |
| 1 月 26 日 | 第 3 回評価委員会             |
| ～ 2 月中   | 業務方法書の変更（案）の作成【法人】     |
|          | 理事会承認後、知事に対し変更認可申請【法人】 |
| 2 月下旬    | 第 4 回評価委員会（書面による意見聴取）  |
| 3 月下旬    | 知事の認可                  |
| 4 月 1 日  | 施行                     |

## 3 参考（平成 29 年 1 2 月 2 7 日付け総務省自治行政局行政経営支援室長通知）

（１）地方独立行政法人が内部統制を整備する目的

- ① 業務の有効性及び効率性
- ② 事業活動に関わる法令等の遵守
- ③ 資産の保全
- ④ 財務報告等の信頼性

（２）記載すべき事項（基本要素）

- ① 統制環境（法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備）
- ② リスクの評価と対応
- ③ 統制活動（法人の業務が役職員によって法令等に適合した上で、効果的、かつ、効率的に行われることを確保するための体制）
- ④ 情報と伝達（内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）
- ⑤ モニタリング（モニタリング体制（法人内部及び監事）の整備）
- ⑥ ICT への対応